

出石
城下町

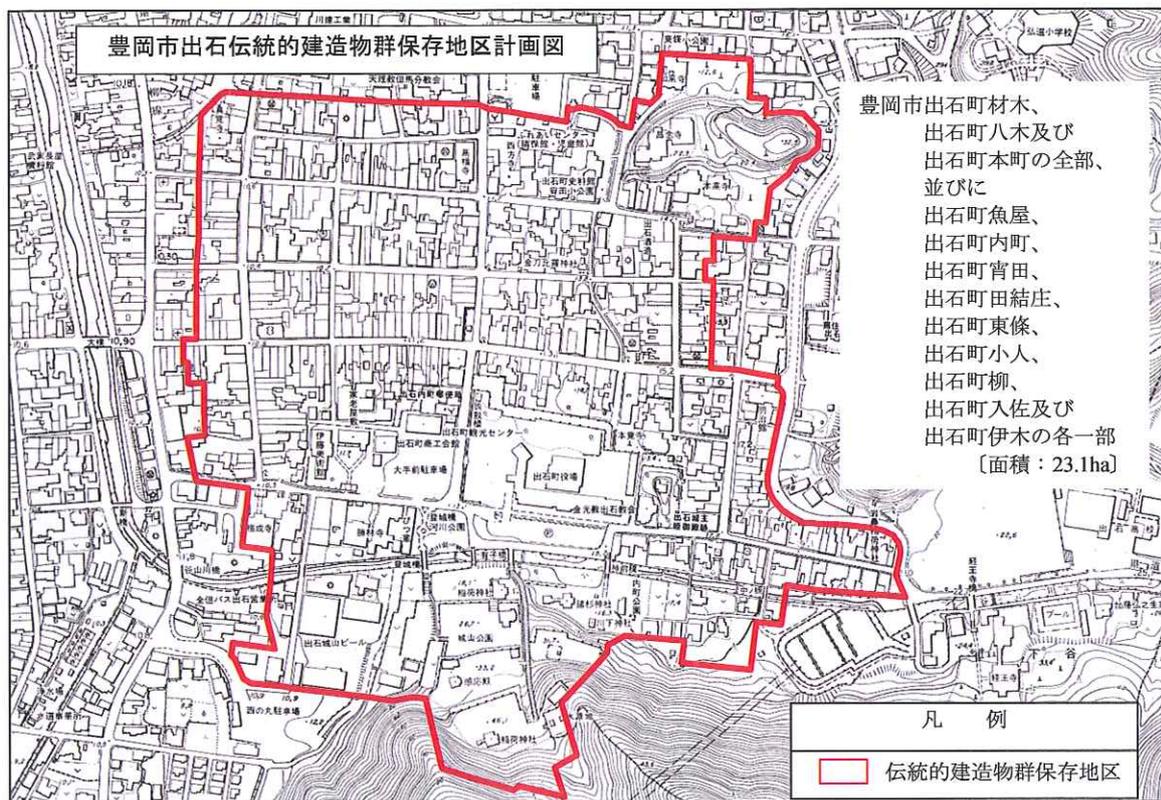
伝建 かわら版



平成 19 年 4 月 9 日 発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL23-1160、出石分室：TEL21-9029）

伝建地区決定に向け、いよいよ大詰め —市都計審開催—

去る3月23日（金）、豊岡市都市計画審議会（事前審）が市都市計画課により開催されました。この審議会において、「都市計画豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の地区決定（豊岡市決定）」について事務局が説明を行いました。（地区範囲案は下図のとおり）



また、4月3日（火）には豊岡市都市計画審議会委員に対する伝建予定地区の現地説明会が行われました。

この都市計画決定についての案を、次のとおり縦覧に供します（自由に見ることができます）。

□ 縦覧期間

4月3日（火）～17日（火）
8：30～17：15（土日除く）

□ 縦覧場所

市役所都市整備課及び
出石総合支所地域整備課



現地での説明を聞かれる市都市計画審議会委員のみなさん（4/3）

この都市計画は、縦覧後に再度都市計画審議会の審議などを経て、**6月頃に決定**、告示する予定です。都市計画決定により「伝建条例」が施行されますので、それ以降は**伝建地区内で建物を新増築される場合などに規制**がかかります。**新増築などのご計画がある場合は、早めに教育委員会にご連絡、ご相談ください。**

今後、伝建制度を活用して出石城下町を整備するという事は、一定範囲の町並み全体を「文化財」として保護することになります。この事は今後の町並み整備において重要な意味を含んでいます。ただし、「文化財」というと、少し“お堅い”イメージがありますが、「確かに“お堅い”！」という部分と「いや、伝建制度はちょっと変わってて。。。」という部分があるのです。

そのあたりについて、伝統的建造物群が文化財の種別に加えられるようになった経緯や文化財保護の体系から説明しましょう。

■□□ 文化財として保存することになった経緯

【1】時代背景

前回説明しましたように、昭和 30 年代以降の高度経済成長の中で都市も農村も生活様式が急速に変化し、これに伴って伝統的建造物が失われたり、周囲の景観にそぐわない建築物が建てられるなど、古来の町並みの景観が変貌しようとしていました。

そのため、昭和 43 年に金沢市と倉敷市で景観保存のための条例が制定され、昭和 47 年から 48 年にかけて萩市や南木曾町（妻籠）など 9 市町でも条例が制定されるなど、**各地で町並み保存の動き**が起こりました。

【2】町並み景観は共有財産

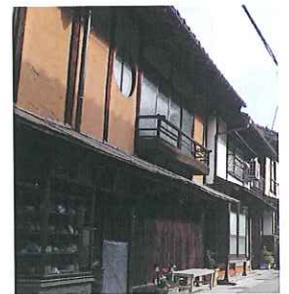
フランスロマン主義の詩人・小説家として有名なビクトル・ユーゴは、「建物の効用は所有者のものであるが、その連続する美しさはそこに住むすべての住民に帰属する」と言っています。¹

このような「**美しい町並み景観は、住民共有の財産である**」との認識が、更に「**個性輝く町並みの歴史的・文化的価値は、国民全体で享受すべきもの**」との考えに発展するにつれ、伝統的町並みの保存を国により支援する必要性が高まりました。

【3】単体保存から集合保存へ

当時の建造物の文化財保護制度は個々の建物を重要文化財に指定するしか方法がありませんでしたが、伝統的町並みを構成する一棟一棟の建造物を個別に判断すると、国の重要文化財に指定するほどの価値には至らないものがほとんどでした。

しかしながら、**それらの建造物が数多く集まって町並みを形成したとき、町並み全体としては文化的に非常に高い価値**を持ち、保存の手立てが必要であることに異論はありませんでした。そこで、重要文化財への指定制度のような「単体保存」の制度ではなく、「**集合保存**（面的保存）」の制度の新設が検討されるようになりました。



連たんすることにより、町並みとしての価値が高まります。

【4】凍結的保存から“生活しながら”の保存へ

それまでの建造物を保護する制度である「重要文化財」への指定は、その価値ある建造物の利用、改築を制限して凍結的に保存することを意味します。しかしながら、**町並みの保存は多くの住民が生活し続けることを前提**としているため、これまでの凍結的保存制度を用いて対応することは困難でした。

また、生活の場である地域の景観価値を保存、保護する制度としては、国による一方的な指定や規制は制度として適するものではありません。そのような意味からも、新しい考え方による保存制度の新設が必要となりました。

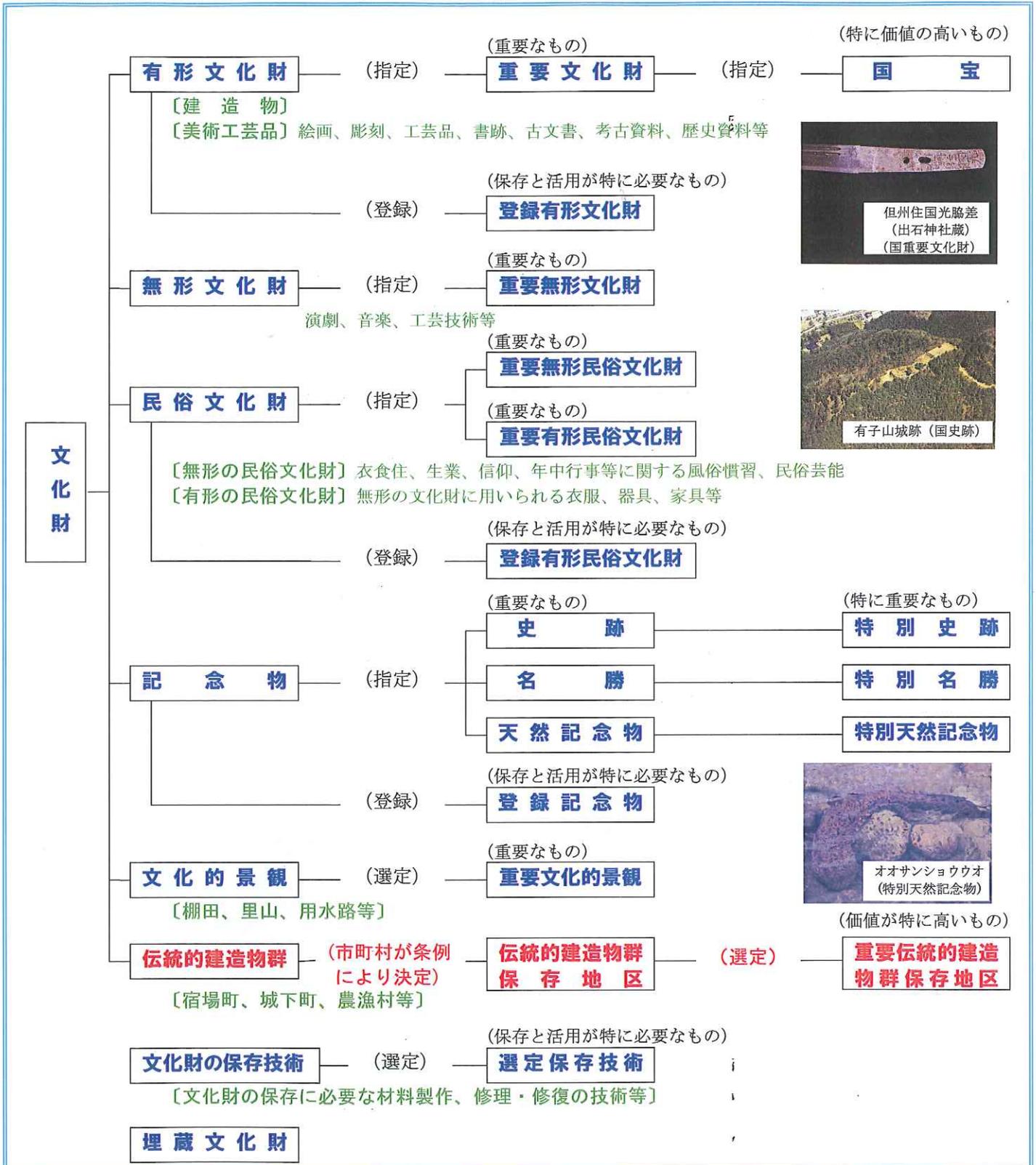
これらの経緯²を踏まえて、「伝統的建造物群」は他の指定文化財制度とは一線を画した“ちょっと変わった”制度として、昭和 50 年の文化財保護法改正により新たに文化財の種別に加えられました。

¹ 名古屋市立大学芸術工学部・溝口正人助教授による。

² 参考：中村賢二郎・著「文化財保護制度概説」（ぎょうせい、1996 年）

■■■ 国の文化財保護の体系

文化財保護法で規定する文化財保護の体系を見てみましょう。伝建は重要文化財や天然記念物などと同列です。



■■■ ”ちょっと変わった” 「文化財」

伝統的建造物群が文化財の一種別に加えられるにあたっては、前述のような経緯を経ていることから、他の文化財の保護制度とは異なる“ちょっと変わった”ところを持っています。これこそが、創刊号の「伝建制度の特徴」で説明しました各項目、具体的には「住民の日常の生活を尊重」「住民と市町村が主体的に運営」「建造物の現状変更の規制は外観上のみとする」といった項目などになります。詳しくは次号以降にて。

第3回伝建審議会を開催しました

3月28日(水)、次の2つの議題について第3回豊岡市伝統的建造物群保存審議会を開催いたしました。

①【伝統的建造物群保存地区】について

伝建地区範囲案については、去る1月25日に開催した第1回審議会において承認されておりました。しかし、細部について兵庫県都市計画課から意見があったため、原案をわずかに変更する必要がありました。そこで今回改めて審議し、承認いただきました。(範囲案は、表紙の計画図のとおりです。)

②【保存計画(案)】について

事務局から「保存計画(素案)」の説明後に委員のみなさんから意見を伺ったところ、「**修理・修景工事を行う工務店や大工さんに十分な理解が不可欠。施工者を登録制にするとか、十分な説明を行わないと町並みが守れない**」とか、「**訪れた人々が“出石らしいな”と感じる町並みの特徴を残すべき**」といった意見が出されました。また、学識経験委員である八木雅夫委員(明石高専教授)から次の意見が出されました。

☆「**出石らしい町並み**」ということであるが、**伝建は本物志向**。伝建による町並み保存は「**材料**」、「**意匠(デザイン)**」、「**技術**」が**3本柱**で、それらを確立することが大切。

☆**本物**ということとは、**建築当時に本当に使っている材料を使う**ということ。明治9年に建ったもの、明治中期のもの、後期のものでそれぞれ材料や建築様式が異なる。それぞれの姿を調査して、そこに戻してやるのが町並みの歴史として積み重なっていく。だから、それぞれが持っている建物の特徴を守っていくということが必要。それこそが「**出石らしさ**」となる。「**出石らしさ**」は作り上げるものでなく、このように実際にあったものを再現することと考えるべき。

☆「**伝建の規制が景観形成地区の規制より厳しくて困る**」という話を聞くこともあるが、**助成は伝建地区の方がずっと恵まれている**。そのため、むしろ伝建地区になるのを待ってから建築したほうがよいのでは、と思うくらい。

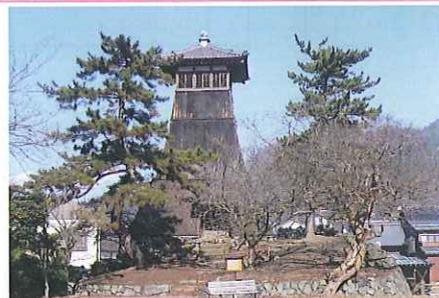
☆**実際の運用における現状変更申請に対して、審議会が許可するかしないか審議することになると思うが、まちのなかで町並みに不釣り合いな建物を建てようとする場合があったら、“ちょっと待ってごらんよ”と住民同士が声をかけあう、それこそが町並み作りを通じたまちづくりではないでしょうか。**

これらの意見を踏まえて、よりよい保存計画案を策定していきたいと思っております。

地区の歴史紹介 ～内町区～

参考:「兵庫の地名I」(平凡社)

出石城三の丸にあたる。上級家臣の屋敷や作事所ほかの藩役所が立ち並び武家町。元禄15年(1702)出石藩主松平忠周はそれまで本丸にあった居館を大手通の東側、内町通の北側を占める一画に移し、以後歴代藩主はここを居所とした。文化年間の出石侍帳によると、当町に居を構えていた武士は大老1、大老御免1、年寄・年寄見4、中老2、筆頭御膳役3などであった。東門・西門を結ぶ東西路からは幾筋かの道が南に延びる。西端の道は長さ45間、米蔵通とよばれ、道の東側に1番から12番までの御蔵が並び、天正2年(1574)山名祐豊により遷座した諸杉神社は、天日槍の一子但馬諸助を祭神としている。辰鼓楼は、明治4年(1871)に大手門横の石垣の上に建設された。同櫓では太鼓を打ち、時(辰)を知らせていたが、同14年に時計が付けられ、時計台となっている。



保存審議会 佐藤信義委員さんから一言!

但馬城下の城跡。春は桜、秋は紅葉と内町は昔の城内でした。仙石騒動で有名な仙石左京の武家屋敷、河野の屋敷があり、昔のままの城跡の風景を色濃く残しています。城を取り込んだ優しい人々の生活の営み、息づかいが伝わってくるような、穏やかな風景をいつまでも守っていききたいものです。

教育委員会からの“風”

「伝建かわら版」も本号で第3号となりました。

た。住民のみなさんと二人三脚で進めていくため、できるだけ細かく、かつタイムリーに伝建制度の情報についてお知らせしています。

出石城下町を更に輝かしいふるさとにするよう頑張りますので、これからもどうかよろしくお願いたします!(M2)